

公益社団法人 福島県診療放射線技師会 地区協議会規程

(総 則)

第 1条 この規程は公益社団法人福島県診療放射線技師会組織運営規程第5条に基づき定める。

(名称および事務所)

第 2条 地区協議会は福島県の定める地域保健医療圏に基づき、以下の4協議会とする。

県北地区協議会	県北医療圏
県南地区協議会	県中医療圏、県南医療圏
会津地区協議会	会津医療圏、南会津医療圏
浜通地区協議会	相双医療圏、いわき医療圏

(目 的)

第 3条 各地区協議会は公益社団法人福島県診療放射線技師会定款（以下定款という）第3条に基づく目的の他、法人の地区組織強化、連絡調整を目的とする。

(事 業)

第 4条 定款第4条による他、前条の目的を達成するための事業を行う。

(構成)

第 5条 地区協議会員は、定款第5条に基づく会員であって、第2条に定める圏内に勤務又は居住する会員とする。

2 勤務地居住地が地区を跨ぐ場合は、勤務地とする。

(役 員)

第 6条 各地区協議会に下記の役員を置く。

委員長	1名
副委員長	2名
委員	若干名

第 7条 委員長、副委員長、委員候補は地区協議会において選出し、理事会が任命する。

2 地区協議会は地区を代表する理事候補を若干名選出し、推薦候補とする。

3 委員長は地区協議会を代表し、地区協議会の会務を処理する。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長事故あるときはこれを代行する。

5 委員は各地区協議会の実情に応じ、総務、学術、厚生、会計等役務を分担し担当する。

(会 議)

第8条 会議は全体会および委員会とする。

1 地区協議会全体会は年1回以上とし、委員長が招集する。総会審議事項は次の通りとする。

- (1) 定款、諸規程に定める事項および理事会の付託事項
  - (2) 地区協議会予算、決算、事業計画および報告、地区協議会委員候補選出および理事候補の推薦。
  - (3) 総会への審議付託事項、その他重要事項
- 2 地区協議会全体会は会員の3分の1以上の出席で成立し、過半数で裁決する。
  - 3 臨時地区協議会全体会は役員会の過半数の要請があった場合招集する。
  - 4 地区協議会委員会は、総会ならびに地区協議会全体会の決定事項の遂行、理事会よりの付託事項、その他地区協議会全体会の審議を要しない事項を審議遂行する。

#### 附 則

- 1 この規程は、一般社団法人および一般財団法人に関する法律および公益社団法人および公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この規程は、理事会の議決を経なければ変更する事ができない。